

会見	1年月	月日	令和3年5月19日(水曜日)
担	当	課	上下水道部水道課
			電話: 0791-43-6889
問い合わせ先			FAX: 0791-45-2910
			(担当者名:有吉)

給水使用の条件緩和について

1. 趣 旨

これまで、水道水は有限な資源であることから、主に飲料水などの生活用及び事業活動用として供給し、農地など建物の無い土地への給水は原則できないこととしていましたが、生活環境の変化などによる給水ニーズも多様化しているため、給水使用の条件を緩和することとしました。

このことにより、畑の水やりなど農地への散水についても、水道水の供給を行えること となります。

2. 適用年月日

令和3年6月1日